

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づき包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1） 監査テーマ

子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

（2） 監査対象

「ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020」（令和 2 年 3 月）に掲げる事業及びその他の子育て支援施策関係事業を対象とする。

（3） 監査の対象期間

原則として、令和 3 年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

本県の出生数は昭和 48 年の第 2 次ベビーブームのピーク以降、一貫して減少傾向にあり、令和 3 年は 11,236 人（昭和 48 年の 32,507 人に比べると約 65%の減少）と過去最少となっている。少子化に至る背景の一つとして、核家族化、地域のつながりの希薄化など子どもを育てる環境が大きく変化しており、家庭での親子だけの空間・時間が多くなるなど孤立化が進み、精神的不安が増大していることがある。少子化の進行は人口減少や人口構造の変化により、生産活動や社会保障など社会全体にも影響を及ぼすため、現在の子育て世代のさらなる環境改善は喫緊の課題であると考えられる。

このような認識の下、群馬県においては少子化対策、青少年の健全育成、子育て支援、子どもの貧困対策等、子どもを巡る課題に対応した各計画に基づき、出生数の減少に歯止めをかけるため、家族形成支援や子育て支援、仕事と子育ての両立支援等に力を注いできた。

子どもを巡る課題は複雑に絡み合っているため、これまで個別に対応してきた「子ども・若者への支援」「大人（家族）への支援」「困難な状況に応じた支援」を一つ

に束ね、「社会全体」で包み支え、一体的・効果的な課題解決を図るとともに、新たな課題にも各施策を連動させながら対応させるべく、新たな県の計画として「ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020」が令和2年3月に策定された。

子ども及び子育ての問題並びに上記計画は県民にとって非常に身近な内容であるとともに、現代の子どもを巡る課題は多様であることから、その実態等を把握し必要な課題に必要な予算が使用されているかを検討する必要があると考える。また、計画に伴う各施策が有効に機能することにより、子どもを育てやすい環境を作ることが将来の県民増加につながることも予想される（少子化の進行に歯止め）。さらには、他の自治体（都道府県）などの施策を取り入れることでより良い子育て環境にできる可能性があると考えたため「子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」を監査テーマとした。

監査では、実施されている各事業がぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020 における各数値目標の達成に向け進められているかを中心として検証する。また、子育て支援施策の中の委託・補助事業において公平性や効率性が損なわれていないか、さらにはデジタル技術の活用等により業務の効率化が図られているか等を検証する。

4. 主な監査手続

- (1) 子育て支援施策所管所属からの概況聴取
- (2) その他関係所属から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 児童相談所等の現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和4年7月28日から令和5年3月24日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 児島 宏和

- (2) 補助者

公認会計士 田中（北原）陽子

公認会計士 塚原 督成

公認会計士 南雲 拓也

公認会計士 立見 嘉章

弁 護 士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

8. その他

- (1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。